

補助事業等実績報告書

2021年1月31日

石狩振興局 様

住所 札幌市北区麻生町6丁目14番6号
高橋ビル3階

補助事業者等

氏名 麻生商店街振興組合
理事長 稲川正勝 ㊞

事業（事務）名 地域商業ウィズコロナ対策支援事業費補助事業

令和3年11月17日付け石商労第799-30号指令で補助金等の交付の決定を受けた上記の事業（事務）は、令和4年1月20日完了したので、関係書類を添えて報告します。

口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号

振込先銀行等の名称	支店名	口座番号
北海道銀行	麻生支店	普通 0154806

- 注 1 「 年 月 日付け（記号）第 号指令」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。
- 2 「口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号」欄については、「口座振替払を希望する場合に記載すること。
- 3 補助事業等の期間が2年度以上にわたる場合で、道の会計年度が終了したときに使用する場合は、この様式中「完了」とあるのを「執行」と訂正して使用すること。

経済第2号様式

事業実績書

設立年月日	1974年5月2日
申請者の営む主な事業	麻生地区の商業者を構成員とする商店街振興組合の運営
補助事業等の内容	組合員を対象として、コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク、消毒液、非接触型体温計などを配布し、感染拡大を防止するとともに、商店街全体での感染防止対策に取り組んでいることを広く告知し、消費喚起につなげた。組合員は86件であり、そのうちマスク、消毒液、体温計の配布希望組合員は60件であった。マスク、消毒液、体温計を希望する組合店にマスク50枚入り2箱、アルコール5L入りボトル1本、非接触型体温計1本を配布した。現在組合員店舗のうち酒類提供の飲食店は24件ほどあるが、そのほか不動産関係や理美容室などの対面接客型店舗が19店舗、金融医療関係の店舗でも対面接客型の店舗がある。これらの店舗に対し感染防止対策を徹底してもらい、安心して接客できる体制をとってもらうとともに来客者増を図った。現在緊急事態宣言が解除され、酒類提供の店舗もやっと開店にこぎつけ、徐々ににぎわいを回復している状況である。なお、配布に際しては2022年1月31日までと長めの周知期間を設定し実施した。 また、商店街全体での感染防止対策の取り組みとして麻生地区に配布される「麻生協議会だより（五叉路）」に掲載し広く告知宣伝した。
補助事業等の実施により見込まれる効果（補助事業等の成果）	休業要請や時短営業の要請が解除され、商店街街区での人の流れが若干ではあるが戻ってきている。各店舗に消毒液や体温計を設置することで商店街全体での感染拡大防止措置をとっている地域であることができ、安心して日々の買い物や飲食店の利用を促すことができた。北海道の緊急事態宣言は解除されたが、感染拡大の第6波が懸念される状況であり、これに伴う消費者の購買意欲の低下が著しい。長期にわたるこのような状態は現状では致し方ないが、一律の休業要請や時短営業の要請は経済活動の原動力を制限することになる。今回の取り組みを通して商店街への来街者の安心を得ることができ、にぎわいを取り戻し、商店街の活性化へとつなげることができた。
備考	

- 注 1 補助事業等の内容は、詳細に記載すること。
- 2 補助金等の交付を受けようとする者が法人以外の団体の場合にあつては、その運営の状況を「備考」欄に記載すること。
- 3 事業主体が地方公共団体であるときは、「設立年月日」及び「申請者の営む主な事業」欄は削除して使用すること。
- 4 「補助事業等の実施により見込まれる効果（補助事業等の成果）」欄には、交付申請においては補助事業等の実施により見込まれる具体的な効果を、実績報告においては補助事業等の実施により得られた具体的な成果を記載すること。

補助金等精算書

区分	計 画				実 施				補 助 率 I	補助金等の交付 の決定		補助金等 精算額 L	補助金等 領収済額 M	補助金等 精算額に 対する領 収未済額 (L－ M) N	補助事業等に係る経費 の債務確定額			不用額 (K－ L) R	備 考
	補助事業 等に要す る経費 A	補助対 象経 費 B	補助基準 により算 出した額 C	補 助 基本 額 D	補助事業 等に要し た経費 E	補助対 象経 費 F	補助基準 により算 出した額 G	補 助 基本 額 H		年月日 番号 J	金額 K				支払 済額 O	支払 未済 額 P	計 Q		
消耗品	261,840 円	261,840 円	196,380 円	261,840 円	261,818 円	261,818 円	196,364 円	261,818 円	3/4	令和3年1 月17日 石商労第 799—30	196,3 80円	196,364 円	0円	196,364 円	196,3 64円	0円	196,3 64円	16円	体温計
消耗品	85,680円	85,680円	64,260円	85,680円	85,636円	85,636円	64,227円	85,636円	3/4	令和3年1 月17日 石商労第 799—30	64,26 0円	64,227円	0円	64,227円	64,22 7円	0円	64,22 7円	33円	マスク
消耗品	126,000 円	126,000 円	94,500円	126,000 円	126,000 円	126,000 円	94,500円	126,000 円	3/4	令和3年1 月17日 石商労第 799—30	94,50 0円	94,500円	0円	94,500円	94,50 0円	0円	94,50 0円	0円	消毒液
合計	473,520 円	473,520 円	355,140 円	473,520 円	473,454 円	473,454 円	355,091 円	473,454 円	3/4	令和3年1 月17日 石商労第 799—30	355,1 40円	355,091 円	0円	355,091 円	355,0 91円	0円	355,0 91円	49円	

- 注 1 「区分」欄には、事務又は事業の名称（必要があるときは、細分された項目等当該補助事業等において区分すべきこととされている事項）を記載すること。
- 2 「計画」欄には、申請の際の額（変更の承認（達による変更を含む。）があったときは、変更後の額）を記載すること。
- 3 「補助金等の交付の決定」欄中「年月日番号」欄には当初の交付決定の年月日、番号を記載し、「金額」欄には交付決定額（変更（達による変更を含む。）があったときは、変更後の額）を記載すること。
- 4 「補助金等精算額」欄には、実施に係る補助基本額(H)に補助率(I)を乗じて得た額を記載すること。ただし、補助金等の算出が他の方法によっている場合は、その方法により算出した額を記載し、かつ、「備考」欄にその算出方法を明記すること。
- 5 定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消すること。
- 6 「補助事業等に係る経費の債務確定額」欄中「支払済額」欄には、間接補助事業等の場合にあっては補助事業者等が間接補助事業者等に交付する補助金等の支払済額を記載すること。